

定 款

公益財団法人 東京都医療保健協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京都医療保健協会（以下「本財団」という）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を 東京都練馬区に置く。
2. 本財団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、国民の保健向上に必要な医療をなし、地域医療を担う中核的な組織として貢献し、特に生活習慣病及び高齢患者に対する療法とその療養生活の指導並びに研究、及び安全で質の高い医療を提供するための科学的管理手法の研究開発・実践のために医療・介護施設および研究所の設置経営とそれに附帯する事業を実施し国民の健康保持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
(1) 医療安全・質の向上のための調査・研究・実践
(2) 生活習慣病予防に関する調査・研究・実践
(3) 地域における公衆衛生の向上のための調査・研究・実践
(4) 医療・介護施設および研究所等の設置・運営
(5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項に掲げる書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第8条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 本財団に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2. 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3. 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) 本財団又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4. 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。なお、評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5. 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者と本財団及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

- (4) 当該候補者の兼職状況
6. 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、且つ外部委員の1名以上が賛成することを要する。
7. 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
8. 前項の場合には、評議員選定委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
9. 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで、その効力を有する。

(評議員の欠格事由)

10. 次に掲げる者は、この法人の評議員となることができない。
- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第173条第1項において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般法人法第173条第1項において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条第1号に該当する者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第12条 評議員に対して、評議員会の決議により、別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程にしたがって算定した額を、報酬として支給することができる。
2. 評議員に対して、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
3. 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程によるものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 本財団の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2. 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。なお、理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち1名を理事長とし、常務理事をおくことができる。
3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、理事会が推薦する候補者の中から評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
4. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員の欠格事由)

5. 次に掲げる者は、この法人の役員となることができない。
- (1) 一般法人法第177条において準用する同法第65条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 一般法人法第177条において準用する同法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 認定法第6条第1号に該当する者
 - (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
3. 理事長および常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 役員に対して、評議員会の決議により、別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程にしたがって算定した額を、報酬として支給することができる。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(役員の損害賠償責任の免除)

第27条 本財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第28条 本財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務遂行の決定
- (2) 理事の職務の遂行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
4. 前項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事長は、理事会の議長となる。なお、理事長が欠席の場合には理事の互選により決定する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事がその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。理事長の出席の無い場合には、出席した理事及び監事が記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第37条 本財団は、本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本財団の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2. 本財団の貸借対照表の公告は、前項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第10章 組織

(組織)

第41条 本財団の事業を推進するために必要な組織は、理事長が別に定める。

2. 組織の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務局の設置等)

第42条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置く。

第11章 職員の任免

(職員の任免)

第43条 職員の任免は、理事長が行う。但し、病院長、研究所長及び事務局長については、理事会の承認を得て任免する。

2. 病院長、研究所長および事務局長の任期は第24条の理事の任期に準じ、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本財団の最初の理事長は飯田修平とする。

平成 23 年	9 月 27 日	制定
平成 30 年	6 月 26 日	改定
令和 2 年	7 月 10 日	改定
令和 2 年 11 月	24 日	改定
令和 4 年	3 月 31 日	改定
令和 6 年	3 月 25 日	改定